

島根県有床診療所協議会会則

(名称及び事務所)

第1条 本会は島根県有床診療所協議会と称し、事務局を島根県医師会館内に置く。

(組織)

第2条 本会は島根県医師会員で、有床診療所（小規模入院施設等を含む）を開設・管理する者ならびにそれらに勤務する者で本会の目的に賛同する者を持って構成する。その他有床診療所問題に关心のある島根県医師会員も会員になることができる。

(目的)

第3条 本会は有床診療所の経営安定のための諸施策と会員相互間の親睦を図るとともに、地域に密着した有床診療所の有用性を充分に評価し、健全な医療制度の発展と育成を図り、もってより良い地域医療を発展・維持することに貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 有床診療所の管理運営及び施設の改善向上に関する事項
- (2) 研修会等の開催に関する事項
- (3) 一般社団法人全国有床診療所協議会及びその他各地域の有床診療所関連団体との連携、交流、情報交換ならびに協力に関する事項
- (4) その他目的達成に必要な事項

(入会及び退会)

第5条 本会に入会しようとする者は、当該年度の会費を添えて会長宛てに入会申込書を提出する。本会に入会した会員は、自動的に一般社団法人全国有床診療所協議会員になるものとする。退会にあたっては、退会届を会長に提出しなければならない。

(会費)

第6条 本会の経費は、会費、補助金、寄付金、その他の収入をもってこれを充てる。

2 会費は次の区分により徴収する。

- (1) 病床稼働中の有床診療所の医師（A会員）
年額 20,000 円（一般社団法人全国有床診療所協議会の年会費 15,000 円を含む）とする。
 - (2) 病床稼働中でない有床診療所の医師又は本会の目的に賛同する賛助医師（B会員）
年額 10,000 円（一般社団法人全国有床診療所協議会の年会費 5,000 円を含む）とする。
- 3 必要あるときは総会の決議を経て臨時会費を徴収することができる。

(会費の徴収)

第7条 会費の徴収は、会員が指定する銀行預金口座振替により毎年度の3月末までに徴収する。なお、一旦納入された会費は還付しないものとする。

(役員)

第8条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 理事 若干名

(役員の選出)

第9条 本会の役員は総会において選出する。ただし、会長、副会長は島根県医師会定款第51条第4項の規定による。

(役員の職務)

第10条 会長は本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 理事は役員会を構成し、本会の業務を執行する。

(役員の任期)

第11条 役員の任期は2年とし、島根県医師会役員の任期に準ずる。ただし再任を妨げない。

- 2 役員に欠員を生じた場合は、必要に応じて補欠者を選出する。補欠による就任役員承認は、総会までの期間は役員会によるものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

(顧問)

第12条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は会長が委嘱する。
- 3 顧問の任期は役員の任期と同一とする。ただし再任を妨げない。

(会議)

第13条 本会の会議は総会及び役員会とする。

- 2 定期総会は毎年1回開催し、会務報告、事業計画、収支予算・決算、会則の変更、役員の選任等を行う。
- 3 会長が必要と認めたとき、又は会員の3分の1以上の求めにより臨時総会を開くことができる。
- 4 総会の議長は、会長がこれに当たる。
- 5 役員会は会長が招集する。
- 6 総会の議事は出席者の過半数の同意を得て決定する。

(事業年度)

第14条 本会の事業年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

(その他)

第15条 本会則の変更、施行に関し必要な事項は細則で定めることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 本会則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 平成25年11月10日一部改正、平成25年6月30日より施行する。
- 3 平成26年10月26日一部改正、平成27年4月1日より施行する。
- 4 令和7年10月22日一部改正、令和7年4月1日より施行する。